

今野晴貴『ブラックバイト 学生が危ない』岩波書店 2016 年

グループ発表の総括

1. 厚労省は 2015 年に大学生に調査を行い休憩がとれない、賃金不払い、一方的に急にシフトを入れられたなど法律違反が明らかになった
2. 厚労省は 2015 年 12 月 25 日に学生アルバイトの多い業界団体に要請文、更に労働基準関係法令の周知・啓発などの学生アルバイトの労働条件の改善に向けて取り組みを強化していくことを発表
3. 損害賠償や契約違反と言われ信じてしまい、このような脅しを嘘であることを理解できる学生アルバイトはほとんどいない
4. ブラック企業の経営手法は、単純労働を最大限安いコストで充当することで、利益を最大化させるところにある
5. 学生が経済的な事情を抱えアルバイトをやめられないことにつけ込み、不当な労働を強いられている
6. ブラックバイトのトラブルに巻き込まれた際には、記録に残し相談するのが良い
7. 見分けるにはあらかじめ職場や先輩・友人の働き方を観察しておく、契約書が発行されるか確かめる必要がある
8. 学生にとってアルバイトの経験は就職活動を成功させるためにしなければいけないという意識が形成されており、会社に従うしかない
9. 「アルバイトの立場」を学生自身も自覚し、何よりも企業がきちんと雇用管理すべき
10. 消費者として「サービスの担い手」に思いをはせること、サービスの背景を知ること、情報を得て最良の選択をすることが求められる

評価・見解

ブラックバイトと呼ばれる店では働くことに関しての知識が少ない学生につけ込み経営をしている。本書にも書いてあったように、契約書が無効になることを知っている学生は少ない。もっと学生には労働者の権利、アルバイトの立場を伝える必要がある。生活費のためであったとしても、働くことが疲労や病気、自分の将来を諦めることになってはいけない。様々な働き方がある現在ではなおさらである。会社に勤める人々は健康な身体があつてこそその労働であり、学生には加えて将来の可能性が幅広くある。そのために学生は昼間学校で学び、労働に関しての知識も身につけてアルバイトをする時には最良の選択をできるようにする。どんなに酷い労働条件でも仕事を続ける学生や社会人が減る世の中になるよう、消費者である私たちにもできることはある。サービスの担い手に思いをはせ、結果労働の質の改善更にサービスの質の担保に繋げ、消費者の利益にもなることを目指していく。